

# 山梨県内で狩猟をする皆様へ

増えすぎたニホンジカとイノシシを減らし、農林業や森林への被害をなくすため、令和年度のニホンジカとイノシシの狩猟について規制を緩和しますので、お知らせいたします。

## 1 ニホンジカ、イノシシの狩猟期間を延長します

ニホンジカ、イノシシに限り狩猟期間を、令和元年11月15日（金）から令和2年3月15日（日）までとします。

なお、ニホンジカ、イノシシ以外の狩猟鳥獣は、従来どおり令和2年2月15日（土）までが狩猟期間となっておりますのでご注意ください。

## 2 ニホンジカは捕獲無制限です

平成24年度からニホンジカについては、捕獲規制がなくなりました。増加しているニホンジカの個体数調整のため、メスジカの優先捕獲に御協力願います。

## 3 ニホンジカ、イノシシの狩猟可能区域について

山梨県内の狩猟可能区域で狩猟が可能となっています。

※山梨県内には休猟区はありません。なお、鳥獣保護区については狩猟ができないことは従来どおりですので、ご注意ください。

## 4 ツキノワグマの捕獲制限について

ツキノワグマは狩猟獣ではありますが、有害捕獲及び狩猟によるクマの捕獲頭数の上限を原則年70頭と決めました。出猟の際は、事前にみどり自然課または各林務環境事務所へツキノワグマの捕獲の可能頭数の確認と、捕獲した場合には、すみやかな報告をして下さい。

## 5 登山者やハイカー、釣り客に注意して下さい！

ニホンジカ、イノシシの狩猟期間を3月15日まで延長（表面のとおり）しますので、一般の登山者などと出会う可能性が高くなります。

特に、3月に入ると、溪流釣りが順次解禁されますので、釣り客が溪流に入り込むことが予想されます。

3月1日以降は、溪流の近くでの銃猟はしないでください。

絶対に事故のないよう、安全な狩猟に一層努めて下さい。

## 6 その他

- ① 山梨県では、第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向け、ニホンジカ及びイノシシの捕獲を着実に進めるため、期間を限定したくくりわなの規制緩和を行っています。
- ② 令和元年度は、山梨県内の26市町村（昭和町を除く）においてニホンジカ、イノシシ、20市町村においてニホンザルに関する「山梨県第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、これら3種類の獣類を対象とした管理捕獲を行なっていますのでご注意ください。実施日や場所については、各市町村へお問い合わせください。

問合せ先（土・日曜、祝日、年末年始（12.29～1.3）は不在となります。）

（狩猟全般に関すること）

山梨県森林環境部みどり自然課 自然保護担当 TEL 055-223-1520（直通）

中北林務環境事務所森づくり推進課 TEL 0551-23-3088（直通）

峡東林務環境事務所森づくり推進課 TEL 0553-20-2721（直通）

峡南林務環境事務所森づくり推進課 TEL 055-240-4167（直通）

富士・東部林務環境事務所森づくり推進課 TEL 0554-45-7884（直通）

（ニホンジカ・イノシシの狩猟規制緩和、管理捕獲に関すること）

山梨県森林環境部みどり自然課 自然保護担当 TEL 055-223-1520（直通）

みどり自然課ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/midori/index.html>